平成２２年（フ）第３０８号
山口県下関市藤ケ谷町11番20号
債務者　武久美恵子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３０９号
山口県下関市彦島塩浜町３丁目19番８号
コーポ古谷
債務者　川平　博之
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３１１号
山口県下関市大字清末2550番地１　市営清末時末住宅27号
債務者　幸田　幹夫
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３１４号
山口県下関市安岡町３丁目５番62号
債務者　川野　和枝
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３１５号
山口県下関市長府才川２丁目６番12―203号、前住所山口県下関市彦島福浦町２丁目27番１号
債務者　藤井とし子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３１９号
山口県下関市彦島西山町３丁目６番27号
債務者　植田　典義
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３２０号
山口県下関市豊田町大字中村365番地８
債務者　西海　　豊
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３２４号
山口県下関市菊川町大字七見114番地
債務者　米田真由美
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第５０１号
愛媛県松山市平井町2270番地　ヴィラ・クレール506号
債務者　沖田　知己
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１１２号
愛媛県宇和島市津島町高田甲2741番地６
債務者　山田ひとみ
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第５５号
高知県安芸市本町５丁目19番２号
債務者　山川　高之
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
福岡県嘉麻市稲築才田206番地７
債務者　角田　一馬
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１４６号
福岡県嘉麻市岩崎1252番地２
債務者　花岡　大樹
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１５１号
福岡県嘉麻市口春708番地
債務者　福嶋ふみ子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１５６号
福岡県飯塚市太郎丸729番地
債務者　梶原　弘之
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１５７号
福岡県飯塚市太郎丸729番地
債務者　梶原　和子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１２５号
福岡県直方市大字植木1863番地５
債務者　藤田　儀則
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所直方支部